

五島市大型客船誘致補助金交付要領

(趣旨)

第1条 市は、大型客船の誘致を促進し、交流人口の拡大並びに島内周遊及び島内消費の増加による観光・物産振興の活性化を図るため、予算の定めるところにより、大型客船のクルーズを実施する事業者に対し、五島市大型客船誘致補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大型客船 宿泊施設等の設備を備え、乗客に船旅を提供するクルーズ客船をいう。
- (2) クルーズ 日本若しくは世界各国の寄港地を周遊するクルーズで、船舶を保有する船会社が主催する自主クルーズと船舶を保有する船会社以外の旅行会社が船舶をチャーターして主催するチャータークルーズをいう。

(補助の対象及び補助額等)

第3条 補助の対象及び補助額等は別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第4条の規定による申請書の提出期限は、原則として事業実施日（客船寄港日）の14日前までとする。

2 規則第4条第4号の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 実施計画書（様式第1号）
- (2) クルーズの催行者が分かる資料又は許可証等の写し
- (3) 下船後の観光バス及び海上タクシー利用の行程が確認できる書類
- (4) 観光バス及び海上タクシーの借上料に係る見積書の写し又は借上料の内訳が分かる書類

(申請の取り下げのできる期限)

第5条 規則第8条第1項の規定による申請の取り下げをすることができる期限は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(交付決定の取り消し)

第6条 市長は、補助金の交付を受けようとする者が、偽りその他不正の手段により交付決定を受けたときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(変更の承認)

第7条 規則第11条第2項第1号の規定による変更の承認を受けようとするときは、大型客船誘致補助金変更承認申請書(様式第2号)を提出して行うものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条第1項の規定による実績報告は、補助事業等が完了した日(補助事業等の廃止の承認を受けた日を含む。)から起算して30日を経過した日又は補助事業等が完了した日の属する市の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。

2 規則第13条第1項の規定による実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 観光バス及び海上タクシー利用行程の確定表

(2) 実施報告書(様式第3号)

(3) 借上料金に係る請求書のコピー及び支払伝票又は振込依頼書のコピー等、料金支払いを証明できる書類

(補助金の交付)

第9条 この補助金は、実績払いの方法により交付するものとする。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成28年度の予算から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象者	補助対象経費	補助限度額
<p>五島市内に寄港する大型客船のクルーズを実施する事業者</p>	<p>大型客船の下船後に利用する観光バス及び海上タクシーの借上に要する経費の半額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。）とする。ただし、五島市内に寄港後、別の市町等へオプションツアーで行く際に要する経費については対象外とする。</p>	<p>80万円／回</p>